

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山 純 生
(公 印 省 略)

令和8年度 市町村からの引き渡し量に関する調査
(容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法)の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会における容器包装廃棄物の再商品化事業の実施にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて当協会では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)に基づくガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化業務及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に基づく分別収集物(市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物)の再商品化業務を行っており、令和8年度の業務計画の策定にあたり、各市町村及び一部事務組合(以下、「市町村等」という。)の皆様からの当協会への引き渡し予定量をできるだけ正確に把握する必要があります。

つきましては、標記調査を実施いたしますので、ご多用中誠に恐縮に存じますが、下記及び同封資料をご確認のうえ、令和7年7月18日(金)までに、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

今回の調査結果に基づき、当協会における令和8年度予算及び再商品化実施委託単価の策定等を行いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本年11月頃に実施予定の「令和8年度『分別基準適合物(容器包装リサイクル法)及び分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し』に係る申込み」にてお示しいただく各素材の引き渡し予定量は、契約行為としての意思表示となります。本調査におきましても資料1に記載の「引き渡し予定量の精度向上の必要性について」をご参照のうえ、正確な引き渡し予定量の算定をお願いいたします。

なお、昨年よりご連絡しておりますとおり、従来お送りしておりました資料の一部につきましては、当協会のホームページに掲載し、必要に応じてご参照いただく形式へと変更させていただきました(詳細は次ページご参照)。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

敬具

記

《オンラインでのご回答のお願い》

本調査は、インターネットを利用したオンラインでのご回答を原則としております。同封の調査票の裏面及び資料2「オンラインによる引き渡し量調査の回答方法について」をご覧ください。なお、市町村等の皆様は、オンラインを利用する際に必要となるユーザID及びパスワードは以下のとおりです。

オンラインを利用する際のユーザID及びパスワード

- ・ 接続URL: <https://reinscp.jcpra.or.jp/>
- ・ ユーザID: ●●●●●●●●
- ・ パスワード: △△△△△△△△(半角8桁)

※当協会ホームページの「オンライン手続き」からもアクセスできます。

※本パスワードは、令和8年度引き渡し量調査のオンラインによるご回答用のパスワードとなります。本パスワードの有効期限は令和7年7月18日(金)までとなっておりますのでご注意ください。また、実績報告等でご利用いただいている通年利用のパスワードでログインし、ご回答いただくことも可能です。

オンラインのご利用に関するお問い合わせは、当協会オペレーションセンター(TEL: 03-5610-6261)までご連絡ください。

オンラインでご回答いただけない場合には、同封の調査票にご記入のうえ、当協会宛に返信用封筒にてご返送ください。

《再商品化合理化拠出金について》

令和6年度分の合理化拠出金については、PETボトルのみ発生する見込みで、他の素材は令和6年度分の「現に要した費用」が想定額を上回る見込みとなっております。最終的な総額のご提示は、令和6年度再商品化に係る手続きが終了する令和7年9月を予定しています。制度の詳細は、資料8『市町村への再商品化合理化拠出金』についてをご覧ください。

《プラスチック資源循環促進法に基づくご回答について》

プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の取り扱いにおいても、予算策定にあたり、事前に数量を把握する必要があります。令和8年度にプラスチック資源循環促進法の32条に基づいて分別収集物（市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物）を当協会へ引き渡す予定の市町村等又は、同法33条に基づき認定計画の策定を予定している市町村等におかれましても、ご回答くださいますようお願いいたします。

書類一覧	配布方法		資料名
	同封	HP	
資料1	●		令和8年度 市町村からの引き渡し量に関する調査（容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法）へのご協力のお願について
資料2	●		オンラインによる引き渡し量調査の回答方法について
資料3	●		紙による引き渡し量調査の記入方法について（分別基準適合物（容器包装リサイクル法））
資料4		●	「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和7年度版）
資料5		●	分別基準について（分別基準適合物）
資料6		●	令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン
資料7	●		PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等
資料8		●	「市町村への再商品化合理化拠出金」について

＜プラスチック資源循環促進法関連資料＞			
資料9		●	プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）へ委託する際の手続き等について
資料10	●		令和8年度分別収集物を申込む際の注意点とトラブル事例
参考資料①		●	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）
資料11	●		紙による引き渡し量調査の記入方法について（分別収集物（プラスチック資源循環促進法））
資料12		●	分別収集物の基準
資料13		●	令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）
資料14	●		令和8年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について
資料15		●	分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について
資料16		●	産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項
資料17		●	プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について

《その他ご案内事項等》

- ①本調査により当協会が入手した個人情報は、協会の事業活動とこれに付随する業務並びに契約の実施に必要な範囲において利用します。当協会が管理する個人情報は、法令に基づき要請された場合を除き、業務委託先以外の第三者に開示、提供することはありません。
- ②今回の調査に関して「プラスチック資源循環促進法」についてはプラスチック容器事業部、その他については総務部までお問い合わせください。
- ③プラスチック資源循環促進法33条に基づく認定計画の申請については環境省へお問い合わせください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル			
総務部	TEL：03-5532-8597	E-mail：soumubu@jcpra.or.jp	
企画広報部	TEL：03-5532-8589	E-mail：contactinfo@jcpra.or.jp	
ガラスびん事業部	TEL：03-5532-8695	E-mail：glass@jcpra.or.jp	
PETボトル事業部	TEL：03-5532-8691	E-mail：PET@jcpra.or.jp	
紙容器事業部	TEL：03-5532-8588	E-mail：\$kami@jcpra.or.jp	
プラスチック容器事業部	TEL：03-5532-8608	E-mail：plastic@jcpra.or.jp	
環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 TEL：03-5501-3153			